

ブリーフィング・メモ

平和構築と「ハイブリッドな平和」論

政策研究部グローバル安全保障研究室主任研究官 山下 光

「ハイブリッドな平和」の概要

平和構築がブトロス＝ガリ国連事務総長による報告書『平和への課題』で本格的に導入されたのは1992年であった。それ以来平和構築は、紛争から安定への過渡期にある社会に対する経済・社会から安全保障面までを含む包括的な国際支援の取り組みとして積極的に実践され、用語としても人口に膾炙するようになった。しかし、平和構築という営みが広く行われるに伴ってさまざまな問題点が指摘されるようになり、そのあり方の再検討もまた進められるようになってきている。本論では、最近その文脈で取り上げられている新たな概念である「ハイブリッドな平和」（hybrid peace）に注目し、その考え方や背景を紹介することにしたい。

まず、「ハイブリッドな平和」という概念が何を意味するのかを見ておきたい。ベローニ（Roberto Belloni）によると、ここでのハイブリッドとは「自由主義的および非自由主義的諸価値、制度、アクターが共存する状態」を指しており、そうした状態を統治する活動がハイブリッドな平和統治（hybrid peace governance）であるという。ここでポイントになるのは、ハイブリッドが「自由主義的」なものと「非自由主義的」なものとの「共存」を意味する点である。概していえば、従来の平和構築は、国家主権、民主主義、市場経済、人権、法の支配、統治の透明性などの制度や規範に立脚した統治モデルを範とし、その意味できわめて自由主義的な活動（「自由主義平和構築」とも呼ばれる）であった。「ハイブリッドな平和」論が志向するのは、こうした近代西洋的な統治のあり方から逸脱するような制度や規範の中にも視野を広げたうえで、紛争を経験した社会に持続的平和を確立するための方策を模索することである。より具体的には、上記の近代西洋的諸制度・価値観に加えて、宗教、部族、家族などに基づく伝統的な制度、価値観およびその担い手（酋長制度や宗教的権威など）をも平和構築に資するものとして認め、それらを取り込んだ形で支援を進めていく姿勢として理解できる。

ハイブリッド平和構築論の背景

それでは、なぜこのような考え方が出てきたのであろうか。その背景としては、さしあたり以下の三点が指摘できる。

第一は、これまでの平和構築が必ずしも十分な成果を生んでいないのではないか、という認識の強まりである。東ティモール、コソボ、コンゴ民主共和国など、国際的な平和構築支援が積極的・大規模に行われたにもかかわらず、紛争の再発や統治機能の不全といった問題が露呈する事例は数多い。そうした問題の背景にはそれぞれの情勢に特有の要因ももちろん存在しているが、平和構築のそもそもの進め方にも再考すべき点があるのではないかと、という指摘が出てきた。第二点目はこれとも関連する点、すなわち平和構築の従来のあり方そのものに対する批判である。経済改革の導入や選挙を通じた現地社会への介入がかえって紛争再発の遠因やトリガーになったり、あるいは平和構築に従事する国際アクター

への強大な権限付与が現地アクターとの間で軋轢を生んだりする事例が報告されるにつれ（例：コートジボアール、ボスニア）、支援の進め方、とりわけ現地アクターとの関係のあり方が問題とされるようになった。近年はこうした批判を背景に、現地社会の意向尊重を意味するローカル・オーナーシップの重視が支援原則として強調されているが、ハイブリッド平和構築論はさらに一步踏み込んだ形で、現地社会の理解に根差した支援のあり方を示唆しようとしている。

これらが平和構築の実績評価に基づく問題意識であるとするれば、第三の背景は国際安全保障における平和構築の位置付けの変化に関係している。冒頭にも記したように、平和構築は治安から社会経済面までを包括的に含む支援として発展してきた。しかし9.11以降、脆弱な国家における治安の回復が国際テロ対策の観点からも新たな重要性と緊急性を帯びるようになり、これに伴って平和構築においても治安の確立と迅速な安定化がより強調されるようになる。そしてこの観点からその役割が捉え直されるようになったのが、多くの社会において伝統的に重要な治安・紛争調停上の役割を果たしてきたさまざまな非政府アクターなのである。だが、政府を中心としたフォーマルな統治アクターを主な支援対象とする自由主義平和構築モデルが、こうした伝統的非政府アクターの実態を理解するのに適した枠組みではないのは明らかであろう。「ハイブリッドな平和」をめぐる議論の高まりには、こうした底流も存在しているように思われる。

平和構築のパラダイム・シフト？

このようにさまざまな経緯や動機が背景に混在しているハイブリッド平和構築論であるが、平和構築のあり方としてみた場合、どのような意義があるのであろうか。「ハイブリッドな平和」は、平和構築のパラダイムを変える可能性があるのであろうか。この考え方をめぐる議論は現在進んでいるところであるため、その意義を評価するには時期尚早ではあるが、とりあえずの指摘として以下を記しておきたい。

全体として言えば、「ハイブリッドな平和」概念の意義は、平和構築をより柔軟でダイナミックな過程としてとらえることを可能にする点にある。これには、少なくとも二つの側面がある。ひとつはすでに述べたように、平和構築に携わる国際アクターと現地アクターとの関係の見直しである。それまでの平和構築をめぐる議論でしばしば前提とされてきたのは、自由主義平和構築のモデルを包括的に導入しようとする国際アクターと、それに対峙する現地アクターとの、やや硬直した図式である。これが硬直した図式になってしまうのは、「自由主義／国際社会／平和」と「非自由主義／現地社会／紛争」とがそれぞれセットになって前提とされているためであるが、ハイブリッド平和構築論はこの構図が平和構築の現実を踏まえていないと指摘する。というのも、多くの「現地」・「伝統」社会は実際には近代的な諸制度に長年影響を受けながら形成されており、そこには自由主義的な要素と非自由主義的な要素、あるいは平和の確立に資する要素とそれに反する要素とが共に含まれているからである（この点は、例えば植民地化およびそこから独立の過程が、多くの近代的諸制度の導入やそれを担う人材の育成を伴っていた点を想起すれば理解できるであろう）。さらに言えば、近代以前から存在した規範・制度や現地社会の日々の営みの中にも、自由主義の観点から評価できるものがあるかもしれない（慣習に基づく調停や和解制度など）。こうした点を踏まえ、ハイブリッド平和構築論は、平和構築が国際アクターまたは現地アクターのどちらかが一方的なイニシアティブを持つことを許さない、きわめて複雑な双方向の過程とな

らざるを得ないこと、そしてより細かい先入観のない形で現地社会をとらえる必要があることを強調するのである。

もうひとつの側面は、平和構築の進め方（戦略）そのものにはかなりのバリエーションを見出せることである。これまでの平和構築に関する議論では、自由主義的な統治モデルが目指すべきものとして想定され、現実の取り組みへの評価はそれにどの程度近づくことができたかという観点から行われるのが常であったし、現在もその傾向は根強いといえる。これに対して「ハイブリッドな平和」の観点では、自由主義的な諸制度と非自由主義的な諸制度が既に混在している社会において、持続的な平和の構築が目指される。その結果、その混在の仕方、そしてその後の変化の仕方がそれぞれの国・地域によってさまざまである以上、構築すべき平和の姿も社会によって多様であり得るのである。

今後の議論と課題

ここまで見てきたように、「ハイブリッドな平和」は平和構築のあり方に新たな視点を導入し、議論を活性化させる可能性を有している考え方である。ただし先述のように、近年提起されたばかりのこの概念には明確になっていない点が多くあり、それらをめぐって今後も議論が続いていくものと思われる。本論考を閉じるにあたり、その中から二つの主な論点を示しておきたい。

第一は、ハイブリッド平和構築はよりよい成果をもたらすのか、その場合の評価はどのように設定できるのか、という点である。上記のように、自由主義平和構築にはあるべき国家・社会像が比較的明確に存在し、それに照らして活動が評価されることになる。ハイブリッド平和構築は、そうした普遍的なモデルへの懐疑に根差しているが、そうであるがゆえに、どのように現実の取り組みを評価するのかという問題が浮上するのである。そもそも、従来の平和構築であっても、前提とされている自由主義の諸制度や価値はかならずしも相互補完的ではなく、自由主義の中にもいくつかの対立するアプローチが存在していた（例えば、個人の自由を最重視するアプローチ、治安・社会保障面で国家により大きな役割を与えるアプローチなど）。自由主義平和構築における評価の難しさがこういった内在的な矛盾にある一方、ハイブリッド平和構築の場合には評価基準そのものの設定が困難なのである。しかし、「ハイブリッドな平和」概念を平和構築の実践に有益なものとするためには、現実の社会にハイブリッドな諸要素が存在することを指摘するだけでは不十分である。現実の取り組みを検証可能にするような、何らかの評価枠組みが必要であろう。

この評価枠組みとも関係する第二の論点は、より根本的なものである。それは、ハイブリッド平和構築は平和構築における自由主義の妥協を意味するのか、という問題である。これまで見てきたように、ハイブリッド平和構築は主流となっている自由主義平和構築に対する批判として提示されてきた。自由主義平和構築では「自由主義的な諸制度・価値の導入が持続的な平和をもたらす」と考えられているのだとすれば、これを自明のものとは考えず、「持続的な平和への道程は自由主義の導入だけではない」と認めるのがハイブリッド平和構築であるといえる。問題なのは、後者の議論が、平和構築の今後のあり方に対してかなり異なる方向性を内包していることである。ハイブリッド平和構築がとり得る方向性の一つは、持続的な平和の確立を第一の目的として、それに資する制度や価値は活用していくという方向性である。この場合、活用されるべき制度が自由主義的か否かという問いは相対的なものとなる（そしてこの傾向は、目的として設定される「持続的な平和」が極めて多様であり得ることによって、さらに強化

されるであろう)。このように解釈されたハイブリッド平和構築は、自由主義の妥協あるいは挫折を意味するように見える。しかし、これとは対照的な方向性を導き出すことも可能である。すなわち、自由主義を近代西洋的な具体的制度等に限定しない、広く普遍的な思想としてとらえた上で、伝統的な社会にも広義の自由主義があることを見出し、それを涵養していこうとする姿勢である。この場合、ハイブリッドな平和は、自由主義平和構築をより普遍的に拡張していく役割を果たす。先に触れた、「伝統」社会に自由主義的要素を積極的に見出そうとする姿勢は、こうした方向性を示唆するものといえるであろう。

平和構築が紛争後の社会を積極的に構築するものである限りにおいて、この方向性の違いは今後の国際秩序全体の形にも影響を与える可能性がある。「ハイブリッドな平和」はまだ提起されて間もない考え方であり、どの程度平和構築の実際のプログラムや政策に反映されるかは未知数なところがある。だが、平和構築のあり方を今後考えていく上で、この考え方が興味深い新たな視点をもたらしていること、そしてそれが国際的な議論の中で一つの潮流をなしつつあることは注意しておいてよいであろう。

[主な参考文献]

Roger Mac Ginty, *International Peacebuilding and Local Resistance: Hybrid Forms of Peace* (Palgrave Macmillan, 2011)

Shahrbanou Tadjbakhsh (ed.), *Rethinking the Liberal Peace: External Models and Local Alternatives* (Routledge, 2011)

Global Governance, Vol.18, No.1, January-March 2012 (「ハイブリッドな平和統治」特集号、引用したペローニの論考を含む)

Oliver P. Richmond and Audra Mitchell (eds.), *Hybrid Forms of Peace: From Everyday Practice to Post-Liberalism* (Palgrave Macmillan, 2012)

David Chandler, "Peacebuilding and the Politics of Non-linearity: Rethinking 'Hidden' Agency and 'Resistance'", *Peacebuilding*, Vol.1, No.1, February 2013, pp. 17-32.

Timothy Raeymaekers, "Post-War Conflict and the Market for Protection: The Challenges to Congo's Hybrid Peace," *International Peacekeeping*, Vol.20, No.5, November 2013, pp. 600-617.

(平成26年2月18日脱稿)

本稿の見解は、防衛研究所を代表するものではありません。無断引用・転載はお断り致します。
ブリーフィング・メモに関するご意見・ご質問等は、防衛研究所企画部企画調整課までお寄せ下さい。
防衛研究所企画部企画調整課

外 線 : 03-3713-5912

専用線 : 8-67-6522、6588

FAX : 03-3713-6149

※防衛研究所ウェブサイト : <http://www.nids.go.jp>